

袋井市スポーツ協会文化部 登録規約

袋井市スポーツ協会は、袋井市の文化振興を目的に、『袋井市スポーツ協会文化部』を設立しました。文化活動をされているサークル、また、文化振興に興味のある団体様は、是非文化部に登録をお願いします。

【登録の要件】

次の項目をいずれも満たしている当法人の目的に賛同いただけるサークル、団体

- ▼本会の目的に賛同し、スポーツ協会各種事業に参加・協力していただけること
- ▼市内で2年以上活動し、構成員が3人以上いること
- ▼「文化部長」1名、「副文化部長」若干名を置くこと
- ▼原則として市内に在住・通勤・通学する人で大半が構成されていること
- ▼政治・宗教・営利目的を持っていない団体であること
- ▼団体として計画的・継続的な活動をしていること

新規登録に際して、入会金、年会費が必要です。入会金、年会費はそれぞれ5,000円です。登録後は年度ごとに年会費をお支払いいただきます。

【登録による主な支援】

- (1) 袋井市広報「メローねっと」のほか学遊館ホームページのお知らせやSNSなどに広く活動情報を発信できます。
- (2) 月見の里学遊館内及び主催事業にイベント等のチラシ・パンフレットを挟み込み、または置くことができます。
- (3) 施設使用料が部屋代のみ半額減免されます。(空調代、備品代除く) ※うさぎホール利用時は除く(ホールに付随する楽屋、部屋を含む)

【申込方法】

文化部登録申込書に必要事項を記入のうえ、①団体の概要が分かる規約・会則②役員名簿・構成員③事業計画・予算書④前年度の事業実績報告・決算書を添えて、学遊館窓口へ直接提出して下さい。内容を審査後、登録証を発行します。

【活動報告書】

登録団体は、毎年度活動報告書の提出が必要です。規定の様式にご記入のうえ、年度末締切日までにご提出ください。

【登録内容の変更・退会】

登録内容を変更または退会する場合は、登録内容変更届出書を提出してください。